



拠出型  
企業年金  
保険



# 個人年金共済制度

## 意向確認のお願い

お申し込みにあたっては、本資料をご覧ください、  
制度内容・給付額試算表の内容・掛金額等が、  
ご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

## ご注意

### 積立金が払込掛金の累計を下回る場合があります。

お申込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。

そのため、新規加入・増口から一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また、予定利率については将来変更されることがあります。

※将来の受取予想額につきましては、給付額試算表をご確認願います。ただし、将来のお受取額をお約束するものではありません。



## 2 脱退一時金

年金受給権取得前に脱退された場合でも、脱退一時金が受取れます。

## 3 予算にあわせ掛金額は自由

5口以上ならば何口でも自由に掛金額を決められます。(月払の場合)

また、ご希望により、半年払による給付買増も可能です。

## 1 老後設計

将来の生活設計のために毎月計画的に準備できます。

# 名古屋商工会議所の会員に提供する老後の生活への備え

## 6 年金コースは自由選択

年金開始時に

- ①10年確定年金
  - ②15年保証終身年金
- のいずれかを自由に選択していただけます。

## 5 年金開始時期は自由

満70歳になられたとき、または加入10年以上経過し、満60歳以上で脱退されたときに年金の支払が開始されます。

## 4 毎年ふえつづける年金

年金受給開始後6年目から毎年基本年金月額が増加します。

(15年保証終身年金の場合、年金額の増加は保証期間中のみ)

## 個人年金共済制度

### [拠出型企業年金保険] 契約概要

この「個人年金共済制度[拠出型企業年金保険]契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

#### 商品名称

拠出型企業年金保険

#### 商品の特徴について

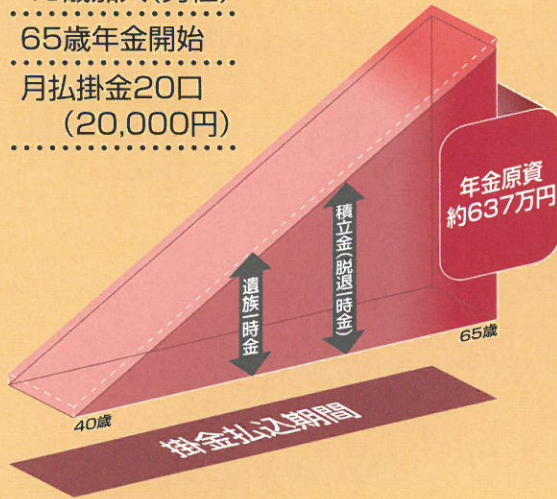
- 名古屋商工会議所会員事業所(特定商工業者を含む)の事業主・役員およびその従業員で満15歳以上65歳未満の方について、自助努力による老後保障資金の準備・財産形成を目的に、団体(名古屋商工会議所)を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- 掛金を払込み、積立金を原資として年金または一時金が受取れます。
- 掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金として、払込み中の月払掛金1口につき1,000円、半年払掛金1口につき2,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。



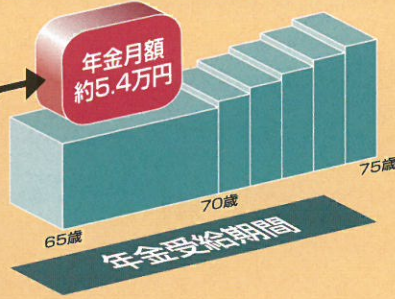
## 仕組み図(月払イメージ)

### ご加入例

- 40歳加入(男性)
- 65歳年金開始
- 月払掛金20口  
(20,000円)



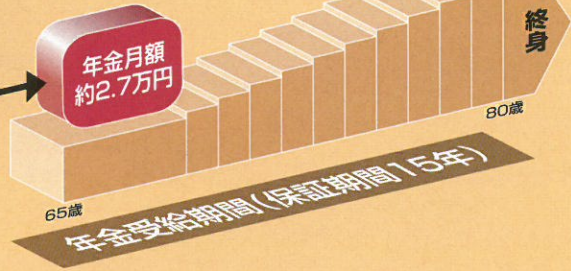
### 魅力ある年金をご希望の方へ 10年確定年金コース



### 基本年金

年金受給開始時点の積立金をもとにして計算された年金額であり、年金月額は6年目より(15年保証終身年金コースの場合は保証期間中のみ)毎年当初年金額の1%ずつ増加していきます。

### 終身にわたり年金をご希望の方へ 15年保証終身年金コース



## 給付額試算表……積立金額(脱退一時金)および開始時年金月額

### 月払掛金10口 10,000円について

加入年数	掛金累計	積立金額(脱退一時金)	遺族一時金	65歳開始時年金月額	
				10年確定年金	15年保証終身年金(男)
1年	120,000円	約 114,800円	約 124,800円	—	—
2年	240,000	230,700	240,700	—	—
3年	360,000	347,600	357,600	—	—
4年	480,000	465,500	475,500	—	—
5年	600,000	584,300	594,300	約 4,900円	約 2,400円
10年	1,200,000	1,194,400	1,204,400	10,100	5,100
11年	1,320,000	1,319,600	1,329,600	11,200	5,600
12年	1,440,000	1,445,800	1,455,800	12,300	6,200
13年	1,560,000	1,573,200	1,583,200	13,400	6,700
14年	1,680,000	1,701,600	1,711,600	14,500	7,300
15年	1,800,000	1,831,200	1,841,200	15,600	7,800
20年	2,400,000	2,495,900	2,505,900	21,200	10,700
25年	3,000,000	3,189,700	3,199,700	27,200	13,700
30年	3,600,000	3,914,100	3,924,100	33,400	16,800

### 半年払掛金10口 10,000円について

加入年数	掛金累計	積立金額(脱退一時金)	65歳開始時年金月額	
			10年確定年金	15年保証終身年金(男)
1年	20,000円	約 19,170円	—	—
2年	40,000	38,520	—	—
3年	60,000	58,030	—	—
4年	80,000	77,710	—	—
5年	100,000	97,560	約 830円	約 410円
10年	200,000	199,410	1,700	850
11年	220,000	220,300	1,870	940
12年	240,000	241,380	2,060	1,030
13年	260,000	262,650	2,240	1,130
14年	280,000	284,090	2,420	1,220
15年	300,000	305,720	2,600	1,310
20年	400,000	416,690	3,550	1,790
25年	500,000	532,540	4,540	2,290
30年	600,000	653,460	5,570	2,810

(注)1. 試算額は変動(増減)します。

給付額試算表の金額は次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 月払掛金は36,000円、半年払掛金は560円を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の掛金が、所定の払込月の1日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の金額は、各委託保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)[平成24年3月現在]および委託割

合[平成24年3月現在]に基づき計算しております。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)、委託保険会社および委託割合については、将来変更されることがあります。

2. 加入後一定の期間は、脱退一時金が掛金累計額を下回ります。
3. 上表の15年保証終身年金の年金月額は、男性の方が65歳から年金受取を開始した場合の試算例であり、全ての年金受取開始時年齢について表示しているものではありません。また、女性の方は男性よりも金額が少なくなります。
4. 上表の年金月額は3ヵ月払とし、3・6・9・12月にお支払いします。

## 配当金について (詳しくは、P.4「配当金について」をご覧ください。)

- この保険は1年ごとに財政決算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として、翌年度始に各ご加入者に割当てる仕組みとなっております。決算実績によっては、割当のない年度もあります。



## 加入資格について

### [加入資格]

名古屋商工会議所会員事業所(特定商工業者を含む)の事業主役員およびその従業員で満15歳以上65歳未満の方。ただし、現在健康で正常に勤務されている方。(満70歳まで継続いただけます)

※当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入を継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

## 掛金について

### [掛金と加入口数]

月 払 …… 1口1,000円で5口以上

半年払 …… 1口10,000円で3口以上

(半年払のみの加入はできません)

掛金は加入者負担です。

※掛金にはそれぞれ1口あたり30円(月払)、300円(半年払)の制度運営事務費が含まれています。制度運営事務費を除いた残額(月払は1口あたり970円、半年払は1口あたり9,700円を保険料として運用します。

お申し出により増口ができます。

また、次の事由がある場合には、月払掛金の一部、半年払の全部の払込中止を取扱います。

●災害、疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他掛金の払込が困難な場合。

### [掛金の払込方法]

掛金は取扱金融機関より、毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替えられます。第2回目以降の掛金の口座振替ができなかった場合は、翌月2ヶ月分の口座振替を行ないませんが、更に振替ができなかった場合は脱退として取扱います。半年払の掛金は、年2回、1月22日、7月22日に振替えられます。

※お申込みいただいた掛金を加入取扱者が現金で受領することはありません。初回よりご指定の金融機関の預金口座より自動振替いたします。

## 加入日および掛金払込満了日について

### [加入日(新規・増口)]

毎月20日までにお申込の場合 …… 翌々月1日

毎月21日以降月末までにお申込の場合 …… 翌々々月1日

(ただし、半年払の加入日は、2月1日または8月1日となります。)

### [掛金払込満了日]

掛金払込満了日は満70歳に達した日となります。

## 年金や一時金が支払われる場合について

年金や一時金が支払われる場合は以下のとおりです。

### 給付の種類(重複しては支払われません。)

- ① 10年確定年金 …… 加入10年以上かつ満60歳以上で年金受取の開始を希望されたとき。生死にかかわらず10年間年金が受取れます。
- ② 15年保証終身年金 …… 加入10年以上かつ満60歳以上で年金受取の開始を希望されたとき。生存されている限り終身にわたり年金が受取れます。  
※加入期間10年未満でも満70歳に達した方は年金の受給資格が得られます。15年の保証期間中に死亡された場合は残存保証期間中遺族に年金が支払われます。
- ③ 脱退一時金 …… 年金受給権取得前に脱退されたとき、脱退一時金をお支払いします。
- ④ 遺族一時金 …… 積立期間中に死亡されたとき、遺族一時金をお支払いします。  
※遺族一時金額は死亡時の積立金額に加入1口について月払は1,000円、半年払は2,000円加算されます。  
※ただし、払込みが中止されている加入口に対する加算はありません。
- ⑤ 受取人 …… 年金および脱退一時金の受取人は加入者本人です。ただし、遺族一時金の受取人は、労働基準法施行規則第42条から第45条の定める遺族補償の順位によります。
- ⑥ 年金の一括払 …… 年金の支払にかえて一時金請求をされた場合には、将来の年金の支払にかえて残存保証期間の未払年金現価相当額を一時金としてお支払いします。



## 積立金について

- 積立金(脱退一時金)・遺族一時金はご加入時点で定まるものではありません。
- お申込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また、予定利率については将来変更されることがあります。

## 年金月額について

- 年金月額はご加入時点で定まるものではありません。
- 将来お受取りになる年金月額は年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて算出されます。基礎率等(予定利率、予定死亡率等)については将来変更されることがあります。

## 配当金について

- この保険は1年ごとに財政決算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として、翌年度始に各ご加入者に割当てる仕組みとなっております。決算実績によっては、割当のない年度もあります。
- 掛金払込期間中の配当金は、ご加入者の積立金に繰入れられます。
- 年金受給期間中の配当金は、年金の増額(増加年金)に充当されます。
- 年度途中で脱退された場合、その年度始から脱退時にかかる配当金の割当はありません。

## 委託保険会社および委託割合について

この制度は、保険契約者である名古屋商工会議所が生命保険会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」に基づき運営します。(制度発足日：昭和60年4月1日)

### 【委託保険会社および委託割合】

大同生命保険株式会社 (事務幹事会社)	(50.0%)
アクサ生命保険株式会社	( 0.0%)
ジブラルタ(旧エイアイジー・スター)生命保険株式会社	( 0.0%)
住友生命保険相互会社	(13.7%)
第一生命保険株式会社	( 4.0%)
日本生命保険相互会社	(16.2%)
富国生命保険相互会社	( 8.9%)
明治安田生命保険相互会社	( 7.2%)

上記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。

また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。

(上記の委託保険会社および委託割合は平成24年3月現在のものです。)

(なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が上記の委託割合と異なることがあります。)

### 【事務委託会社】

日本システム収納株式会社



# 個人年金共済制度 [拠出型企業年金保険] 注意喚起情報

この「個人年金共済制度[拠出型企業年金保険]注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当注意喚起情報および契約概要の該当箇所を必ずご確認ください。

## ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする企業保険契約であることから、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

## ご加入の責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき委託保険会社にご加入を承諾した場合、委託保険会社は下記の「加入日」からご契約上の責任を負います。

**[加入日]** 毎月20日までにお申込みの場合 …………… 翌々月1日  
毎月21日以降月末までにお申込みの場合 …… 翌々々月1日

※生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

## 加入資格について

拠出型企業年金保険については、申込日現在、健康で正常に就業されている団体の所属員(当制度においては名古屋商工会議所会員事業所(特定商工業者を含む)の事業主・役員およびその従業員で満15歳以上65歳未満)の方のみご加入いただけます。

また、退会等により加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。

## 掛金のお払込みについて

ご加入者から掛金の払込みがなく2ヵ月経過した場合、加入不成立または脱退として取り扱われます。

## 年金や一時金のお支払い制限について

次のような場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。

- 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(掛金の増額)の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約による加算がないことがあります。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 払込みが中止されている加入口については、遺族年金特約による加算はありません。

## 脱退・払出し時の一時金額について

お申込みいただいた掛金は、そのまま積立てるのではなく、一部は制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等にあてられます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。

## 予定利率等の変更について

委託保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定利率等を変更することがあります。



## 生命保険会社の信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金(脱退一時金)、年金等の金額が削減されることがあります。
- この制度の委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。  
委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、積立金(脱退一時金)、年金等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問合わせ先) 生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス : <http://www.seihohogo.jp/>

## 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス : <http://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、加入者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、加入者等の正当な利益の保護を図っております。

## 個人情報に関するお知らせ

- 名古屋商工会議所(以下、「本会議所」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社(日本システム収納株式会社)へ提供します。
- 委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社を上記目的の範囲内で提供します。
- 事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。
- なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
- 委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

## 年金や一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- お客様からのご請求に応じて、年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、年金や一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当注意喚起情報および契約概要に記載しておりますので、ご確認ください。
- 年金や一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金や一時金のお支払事由が生じた場合は、すみやかに下記の団体の照会先までご連絡ください。

## 複数の年金・保険金などの支払事由に該当する可能性について

- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに契約者(団体)の照会先までご連絡ください。

## ご照会について

### 【制度に関するご照会】

名古屋商工会議所

TEL : 052-223-5644 ホームページアドレス : <http://www.nagoya-cci.or.jp/>

### 【当紙面(「契約概要」、「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 共済年金課 電話番号 : 06-6447-6230

(受付時間) 9:00~12:00, 13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く。)



# ご加入にあたっての 重要事項

## 税法上のお取扱い

### [税務上の取扱]

- ①掛 金 …… 加入者が負担した掛金より制度運営事務費を控除した額が個人年金保険料控除の対象となります。また、年齢満60歳以上で加入された方は、一般の生命保険料控除の対象となります。  
(所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条)
- ②年 金 …… 雑所得となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)
- ③脱退一時金 …… 一時所得となります。(所得税法第34条、同法施行令第183条)
- ④遺族一時金 …… 相続税の対象となりますが、法定相続人数×500万円までの範囲内は非課税です。  
(相続税法第3条・第12条)

※記載の税務取扱は平成24年3月現在の税制にもとづくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

## 掛金口座振替取扱金融機関

三菱東京UFJ銀行	中 京 銀 行	岐 阜 信 用 金 庫	豊 田 信 用 金 庫
りそな銀行	名 古 屋 銀 行	蒲 郡 信 用 金 庫	半 田 信 用 金 庫
百 五 銀 行	第 三 銀 行	碧 海 信 用 金 庫	中 日 信 用 金 庫
大 垣 共 立 銀 行	岐 阜 銀 行	東 濃 信 用 金 庫	東 春 信 用 金 庫
十 六 銀 行	愛 知 信 用 金 庫	西 尾 信 用 金 庫	尾 西 信 用 金 庫
三 重 銀 行	岡 崎 信 用 金 庫	い ち い 信 用 金 庫	桑 名 信 用 金 庫
愛 知 銀 行	瀬 戸 信 用 金 庫	知 多 信 用 金 庫	

※金融機関名は平成24年3月現在のものです。名称変更などがあった場合は、新金融機関にてお取扱いできます。

※地域によりお取扱いできない支店があります。

● この制度についてのお問い合わせは ●

## 名古屋商工会議所共済事業センター

名古屋市中区栄2丁目10番19号 電話(223)5644番

ホームページアドレス <http://www.nagoya-cci.or.jp/>

■担当機関

■担当者

この資料は、平成24年3月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度を変更する事があります。



平成24年10月1日から、パンフレットに記載されているお取扱内容が一部変更となります。つきましては、変更点を記載したこのチラシとともにパンフレットをご確認いただきますようお願いいたします。

平成24年10月1日からの変更点

■「注意喚起情報」の次の項目部分を変更します。

<現行>

**年金・一時金のお支払い制限について**

次のような場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。

○遺族一時金(年金)の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金(年金)をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

(※遺族年金がない契約の場合は、(年金)は記載されておりません。)

○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消となることがあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。

○受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(掛金の増額)の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約による加算がないことがあります。

○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。

○払込みが中止されている加入口については、遺族年金特約による加算はありません。

<変更後>

**年金・一時金のお支払い制限について**

次のような場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。

○遺族一時金(年金)の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金(年金)をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

(※遺族年金がない契約の場合は、(年金)は記載されておりません。)

○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消となることがあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。

○受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

○保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払します。

○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(掛金の増額)の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約による加算がないことがあります。

○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。

○払込みが中止されている加入口については、遺族年金特約による加算はありません。

(事務幹事会社：大同生命保険株式会社)